

5月は消費者月間！ 「副業詐欺」ご存知ですか？

問 小諸市消費生活センター

社会のデジタル化が進み、ネットショッピングやSNSの普及により、インターネットを介した消費者トラブルが急増しています。消費者月間である今月は、インターネットを介した副業詐欺についてご紹介します。副業サイト等での契約でお困りの際は、一人で悩まず、小諸市消費生活センターへご相談ください。

若年層（10～20代）や女性が被害にあいやすい傾向あり！

インターネットサイトやSNS上にあふれる「スマホで簡単」、「自宅にしながら」、「空いた時間を活用して」、「簡単に稼げる！」などのキャッチフレーズを信用してしまい、もうけるはずが、逆に数十万を支払い、借金を背負うことに…



「副業詐欺の手口」は典型的！

- ☑ 「誰でも簡単！」、「絶対稼げる！」、「楽に高収入！」というネット広告勧誘
- ☑ メールアドレスの登録とSNSの友達追加を促し、SNSから勧誘
- ☑ 必要以上に成功事例をアピール
- ☑ 数十万円の情報商材（※）やソフトウェア契約料、サイト会員登録料をクレジット契約
- ☑ 「登録料」、「紹介料」、「マニュアル購入費」などと言い小分けに金銭を要求
- ☑ 「プリペイドカードをコンビニで買ってきて」は詐欺！



※情報商材とは… 主にネットを通じて、投資や副業などのノウハウとして販売される情報のこと。高額で販売されるものが多く、悪質な業者によるトラブルが急増している。

「だまされないための5か条」

- ☑ 「簡単に稼げる」、「あなただけに特別に…」など、うまい話、甘い言葉を信用しない！
- ☑ 仕組みを理解できない取引・契約はハッキリ断る！
- ☑ 借金やカードリボ払いをしてまで契約しない！
- ☑ SNSだけで繋がっている相手との取引は高リスク！
- ☑ 相手を簡単に信用しない！



トラブル情報の詳細はこちらから（国民生活センター）



◀副業や投資の儲け話などのネット等で取引される情報商材のトラブル情報。



◀「情報商材」のトラブル情報

- ▶相談窓口 小諸市消費生活センター（市民課内）
☎ 31-5100 ※土日祝日年末年始除く
警察相談専用電話 ☎ # 9110
- ▶休日相談 消費者ホットライン ☎ 188